お知らせ掲示板

★上士幌町役場　☎01564-2-2111（代表）
※お問い合わせ先に記載の電話番号は、役場各課の直通番号です。

サマージャンボ7億円
（1等5億円・前後賞各1億円合わせて）
サマージャンボミニ3千万円
（1等3千万円）
この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。

各1枚 300円
7月5日㈫ 2種類同時発売!
発売期間 7/5（火）～8/5（金）
公益財団法人北海道市町村振興協会

募集

公営住宅入居者

【町営住宅（ふれあい団地・14区）】

◆**入居資格**
住宅に困窮していて、所得（月額）が15万8000円を超えず、町が定める基準に該当する者

◆**募集住宅①**
B棟2階・26号【平成12年度建設】
3LDK（2人以上の世帯向け）

◆**家賃**（収入区分による）
月額2万6200円～3万9000円

◆**募集住宅②**
C棟2階・41号【平成14年度建設】
2LDK-S（2人以上の世帯または60歳以上の単身高齢者向け）

◆**家賃**（収入区分による）
月額2万3100円～3万4400円

【特公賃住宅（ふれあい団地・14区・高額所得者向け）】

◆**入居資格**
住宅に困窮していて、所得（月額）が15万8000円以上、48万7000円以下で、町が定める基準に該当する者

◆**募集住宅③**
I棟1階・115号【平成13年度建設】
2DK（単身者向け・年齢制限なし）

◆**家賃**　月額3万9600円

※所得に関わらず一律となります。

◆**募集期間**
いずれの住宅も7月1日㈮～11日㈪

◆**注意事項**（各住宅共通）
◇募集戸数を超えて申し込みがあった場合は、住宅の困窮度をもとに選考となります。
◇入居決定後、入居の前に家賃月額の3か月分の敷金を納入していただきます。
◇利用できる駐車場は各戸1台分のみです。
◇ペットを飼うことはできません。
◇入居者決定後の手続き等がありますので、実際の入居可能時期は7月下旬以降になります。

【その他の住宅】
次の住宅は、申込期間を設けておらず、随時お申し込みを受け付けています。入居要件や住宅の状況など、詳しくはお問い合わせください。

◆**新西団地**（2人以上の世帯向け）
◇23号　家賃月額1万1700円～1万7400円
◇38号　家賃月額1万2700円～1万8900円
◇41号　家賃月額1万2900円～1万9300円

◆**北団地**（世帯人数・年齢制限なし）
現在、入居可能な空室はありません。

◆**単身者住宅「ノースシティ」**（50歳未満の単身者向け）
現在、入居可能な空室はありません。

※お申し込みやお問い合わせは、建設課公営住宅担当（☎2-4297）まで

高齢者運転免許自主返納支援事業

平成31年4月1日より実施している「高齢者運転免許自主返納支援事業」はご存知ですか？上士幌町に住む満65歳以上の方で、新たに運転経歴証明書の交付を受ける方が対象となります。
運転経歴証明書の交付を受けた方には、手続きにかかる費用と町から帯広運転免許試験場までの交通費の一部を補助いたします。※補助額2975円
申請を希望される方は、左記までご相談ください。
※お問い合わせは、町民課生活環境担当（☎2-4294）まで

高齢者安全運転支援事業

令和3年4月1日より上士幌町に住む満65歳以上の方を対象に、後付けの「ペダル踏み間違い加速抑制装置」の整備費用を補助する、「高齢者安全運転支援事業」を実施しています。
ペダル踏み間違い加速抑制装置は、障害物があるにもかかわらずアクセルペダルを強く踏み込んでしまった場合に、急加速を抑制し衝突防止または被害を軽減する装置です。
申請を検討されている方は、**装置を取り付ける前**に左記までご相談下さい。
※お問い合わせは、町民課生活環境担当（☎2-4294）まで

女性のための人権なんでも相談

セクハラやDV、職場での男女差別など、人権に関する困りごとや心配ごとについてご相談をお受けします。

◆**日程**　7月13日㈬、9月14日㈬、11月16日㈬
◆**時間**　各日程13時から15時30分まで
◆**場所**　とかちプラザ1階大集会室
◆**対象**　女性のみ
◆**相談員**　帯広人権擁護委員協議会所属の人権擁護委員

※相談は無料で、事前予約も不要です。秘密は厳守します。
※新型コロナウイルス感染症等により中止する場合がありますので、ご了承ください。
※詳細やお問い合わせは、帯広人権擁護委員協議会（☎0155-24-5853）まで

町民法律相談

町顧問弁護士による町民向け無料法律相談会を開催します。悩みごとや困りごと、トラブルなど、法的解決が必要な事項について、弁護士が相談に応じます。お気軽にお申し込みください。

◆**日時**　7月25日㈪　10時～12時
◆**場所**　山村開発センター第3研修室
◆**相談員**　弁護士　中島 和典 氏
◆**申込期限**　7月20日㈬まで

◇予約制の先着順で、相談時間は**一人30分以内**です。
◇お申し込みの際に、おおまかな相談内容をお伺いいたします。
※お申し込みやお問い合わせは、企画財政課広聴担当（☎2-4290）まで

スポーツ

第3回フロアカーリング協会大会

◆**日時**　7月23日㈯　9時受付
◆**申込期限**　7月19日㈫
◆**場所**　スポーツセンター
◆**対象**　フロアカーリング協会会員、町内に在住する小学生以上男女（協会会員無料、会員以外は年会費1000円）
※お申し込みやお問い合わせは、フロアカーリング協会事務局・堂畑（☎2-4062）またはフロアカーリング協会会長・増田（☎2-2744）まで

第8回パークゴルフ交流大会

◆**日時**　7月10日㈰　※雨天決行
受付　8時30分まで
◆**場所**　たか台公園パークゴルフ場
◆**対象**　町内に在住する一般男女
◆**参加料**　500円
◆**競技**　36ホールストロークプレイ
◆**表彰**　男女別、優勝～10位まで、他各賞を用意しています。
◆**申込方法**　7月3日㈰までに、たか台公園パークゴルフ場備え付けの申込受箱に申込用紙をお入れください。
※お問い合わせや会費の納入は、佐藤（☎2-3086）まで

お知らせ・啓発

食品加工研修会

地域資源利活用推進協議会主催

上士幌町地域資源利活用推進協議会では、本町の基幹産業のひとつである酪農を応援するため、牛乳・乳製品の消費拡大に向けた取り組みの一環として、牛乳・乳製品を使った食品加工研修会をシリーズで開催しています。

■**第2弾！**
親子で楽しくアイスクリーム加工研修会
◆**日時**　7月30日㈯
①9時～12時
②13時30分～16時30分
◆**場所**　食品加工センター
◆**定員**　各回4組（1組2名）まで
先着順（託児スペースはございません）
※設備の関係上、お子さまは小学3年生以上とさせていただきます。
◆**料金**　無料
◆**持ち物**　エプロン、三角巾（帽子）、ゴム手袋、持ち帰り用の袋またはクーラーボックス（120㎖カップ20個のアイスクリームをお持ち帰りいただきます）など
◆**申込み**　7月15日㈮まで

■**第3弾！**
親子で楽しくクレープ・フルーツサンド加工研修会
◆**日時**　①8月4日㈭　9時～12時
②8月5日㈮　9時～12時
※設備の関係上、お子さまは小学3年生以上とさせていただきます。
◆**場所**　食品加工センター
◆**定員**　各回4組（1組2名）まで
先着順（託児スペースはございません）
◆**料金**　無料
◆**持ち物**　エプロン、三角巾（帽子）、ゴム手袋、持ち帰り用の袋またはクーラーボックスなど
◆**申込み**　7月22日㈮まで
※いずれの研修会も新型コロナウイルス感染症の状況により、延期・中止する場合もあります。ご了承ください。
※お申し込み・お問い合わせは、上士幌町地域資源利活用推進協議会事務局（事務局：役場農林課畜産担当☎2-4292）まで

帯広警察署からのお知らせ

【国際テロの未然防止に向けたお願い】

警察では、国際テロの未然防止に向けて各種対策を行っていますが、警察による取り組みでは十分ではなく、関係機関、事業者、地域の皆さまが協力し

て推進することが望まれます。

警察では、不特定多数の方が集まる施設、イベント等において制服を着用した警察官による巡回やパトカーの活動等により「見える警戒」を実施するとともに、施設管理者の皆さま方に対して職員や警備員による自主警備を強化するよう働きかけるなどしてテロへの警戒を強化しています。

さらに、テロ等違法行為の発生を未然に防止するため、重要施設や公共交通機関等に対する警戒を強化するとともに、爆発物の原料となり得る化学物質を販売する事業者や、旅館、インターネットカフェ、レンタカー等の事業者に対してテロリストによる悪用の防止を図るため、協力をお願いしています。

皆さまのご理解とご協力をお願いします。

町長の「資産等補充報告書」「所得等報告書」を公開します

◆**閲覧できる報告書**
◆資産等補充報告書
（令和3年12月31日現在）
◆所得等報告書（令和3年分）
◆**閲覧開始日**　7月4日(月)
◆**閲覧日時**　役場開庁日（平日）　8時30分～17時15分（12時～13時を除く）
◆**場所**　役場2階　総務課カウンター
※お問い合わせは、総務課庶務担当（☎2-2111）まで

平和追悼献花式について

今年度の平和追悼献花式につきましては、コロナウイルス感染症の感染予防の観点から、規模を縮小して開催する予定です。このため、一般の方のご参列につきましては、受付をいたしません。

大変申し訳ありませんが、ご理解とご協力をお願いいたします。

※お問い合わせは、保健福祉課福祉担当（☎2-4296）まで

一定面積以上の土地取引には届出が必要です

一定面積以上の土地取引を行った場合には、国土利用計画法に基づく届け出が必要になります。

◆**届出の対象となる面積**
◆市街化区域…　2000㎡以上
◆市街化区域以外の都市計画区域…5000㎡以上
◆**都市計画区域外（上士幌町）…1万㎡以上**

届出期限は、契約締結日を含めて2週間以内ですが、届出をしないと法律で罰せられることがあります。期限を過ぎた場合でも、届出書の提出にご協力願います。

◆**主な取引形態別の届出要件該当の有無**
○届出が必要な場合
◆売買　◆共有持分の譲渡
◆営業譲渡　◆代物弁済　◆交換
土地の権利の取得者（売買であれば買主）が届出者となります。
○届出が不要な場合
◆贈与　◆相続　◆遺贈
※届出やお問い合わせは、企画財政課企画担当（☎2-4290）まで

帯広税務署総合窓口の場所が変わります！

7月11日(月)から、帯広税務署の総合窓口が、帯広第2地方合同庁舎の1階から2階に変更となります。

申告書の提出、税金の納付、納税証明書の請求のほか、税金のご相談等については2階総合窓口にお越しください。なお、申告のご相談については予約が必要となりますので、帯広税務署まで事前にご連絡いただくようお願いいたします。

※お問い合わせは、帯広税務署総務課（☎0155-24-2161）まで

事業主の皆さまへ

【「労働保険」のお知らせ】

令和4年度労働保険（労災保険・雇用保険）の年度更新期間は、6月1日(水)から7月11日(月)までです。最寄の労働局・労働基準監督署・金融機関で申告・納付をお願いします。

※「電子申請」は自宅やオフィスから24時間いつでも申請や届出が可能です。

年度更新申告書の書き方および申告・納付方法等の詳細については、年度更新申告書に同封されているパンフレットもしくは厚生労働省ホームページよりご参照ください。

◆**お問い合わせ**
①「労働保険の年度更新」について
厚生労働省労働基準局
労働保険徴収課　業務係
☎03-5253-1111（内線：5163）
②「労働保険の電子申請」について
厚生労働省労働基準局
労働保険徴収課　企画係
☎03-5253-1111（内線：5160）

野生大麻・不正けし撲滅運動

6月1日から9月30日までの4か月間、北海道で「野生大麻・不正けし撲滅運動」が実施されます。上士幌町内で野生大麻やけしと疑われるものを発見したら、上士幌駐在所もしくは町民課生活環境担当まで通報してください。

▲野生大麻

▲けし

●**帯広警察署**
上士幌駐在所　☎2-2151
●**役場町民課**
生活環境担当　☎2-4294
※お問い合わせは、町民課生活環境担当（☎2-4294）まで

狂犬病予防接種はお済みですか？

狂犬病予防法により、犬の飼い主には生後91日以上の犬に狂犬病の予防注射を毎年1回、原則として4月1日から6月30日の間に受けさせることが義務づけられています。

狂犬病は、人をはじめ全ての哺乳動物に感染し、発症するとほぼ100％死亡する恐ろしい病気です。今年度も4月の中旬から下旬にかけて、集団接種および戸別訪問にて予防接種を実施してきましたが、飼い主の皆さまのご都合などで受けさせることができなかった場合は、必ずお近くの動物病院で受けさせるようにしてください。

※令和4年3月2日から同年12月31日までの間、新型コロナウイルス感染症の発生またはまん延の影響によるやむを得ない事情によって4月から6月までの期間内に狂犬病の予防注射を受けさせることができなかった場合、当該事情が消滅した後速やかに狂犬病の予防注射を受けさせたときは、当該期間内に注射を受けさせたものとみなすことができます。

※お問い合わせは、町民課生活環境担当（☎2-4294）まで

国土交通省からのお知らせ

【不正改造は犯罪です！】

自動車は、生活に欠かせない移動手段や娯楽の道具としても認識されています。さまざまな部品等が販売されており、手軽に取り付け等ができる状況にありますが、その取り付けによって国民生活の安全・安心を脅かしている場合があります。

皆さまもどのような改造が不正改造になるのかについて理解を深めていただき、不正改造とならないよう注意しましょう。

※お問い合わせは、北海道運輸局帯広運輸支局（☎0155-33-3282）まで

学童保育所　パート職員募集

◆**公募職種**　学童保育業務担当（パート職員）
◆**公募人数**　2名程度
◆**雇用期間**　採用後～令和5年3月31日
◆**仕事内容**　支援員補助　ほか
◆**勤務時間**　①平日12:30～18:40の間で指定する時間
②土曜および学校の休業日（長期休暇など）8:00～18:00の間で指定する時間
※上記以外に保育会議を月1回午前中に行います。
※勤務はシフト制となっておりますので、ご相談ください。
勤務曜日についてもご相談に応じます。
通常登校日は、おおむね午後からの勤務となります。
◆**休　日**　毎週日曜・祝日・学童保育所の指定した日
◆**休　暇**　労働基準法による
◆**応募資格**　町内に居住する方
◆**待　遇**　時給955円
◆**面接試験**　応募者に後日連絡のうえ、随時実施
◆**提出書類**　履歴書
◆**締切日**　7月15日（金）17:00まで
※予定人数の採用が決定した場合は、期限前でも締切
◆**提出先**　上士幌町教育委員会 生涯学習課
生涯学習・社会教育担当（☎2-3024）

7月よりかみしほろ情報アプリで定期的にまちからのお知らせを配信します！

7月6日（水）より、かみしほろ情報アプリを利用し、まちからのお知らせの定期的な配信を開始します。

配信するお知らせは、週1回以上を予定し、いずれも正午に配信することとします。なお、災害時等における緊急情報については、これまでどおり即時配信します。

この定期配信については、日頃からかみしほろ情報アプリに慣れ親しんでいただき、緊急情報を配信した場合においても、多くの皆さまに情報が伝わるような環境づくりも目的としています。

お手持ちのスマートフォンやタブレットにおいて、「かみしほろ情報アプリをインストールしたい」、「アプリの通知がうまく来ない」などのお悩みがありましたら、ハレタかみしほろに常設しているスマホ相談窓口“スマホロ”までご相談ください。

●**スマホロ開設日時**　平日（土日祝日除く）
9時～17時（最終受付16時まで）

かみしほろ情報アプリの配信についてはデジタル推進課（☎7-7230）
スマホ相談窓口についてはスマホロ（☎080-3507-9278）まで

上士幌町議会議員定数・報酬及びあり方等審議会委員

上士幌町議会からの諮問に応じて、議員の定数・報酬及びあり方などを審議する審議会の委員の一部を公募します。

審議会は、本年７月から８月の間に３回程度の開催を予定しています。

✽ 公募人数　２名

※応募者多数の場合は、選考審査を行います。

✽ 公募の条件

本町の町民で次に掲げる資格要件を有する方

- ◆ 満18歳以上の方
- ◆ 現職の町議会議員、町の各執行機関の委員及び町職員（非常勤職員を除く）ではない方

✽ 公募期間

６月24日（金）～７月13日（水）

✽ 応募手続

応募するためには、「応募用紙」の提出が必要となります。応募用紙は議会事務局で配布するほか、議会のホームページからダウンロードも可能です。

✽ 委員報酬

○日額報酬

委員長7,700円　　委員6,900円

※３時間未満の会議、複数の会議が同日に行われた場合は、報酬額の調整があります。

○旅費（費用弁償）

上士幌地区以外から出席いただく場合は、バス代または車代の実費相当額を支給します。

※お問い合わせは、議会事務局（☎2-4299）まで

児童手当を受給されている方へ

児童手当・特例給付の制度が変わります

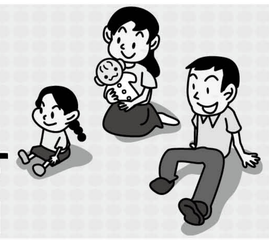

※お問い合わせは、保健福祉課福祉担当（☎2-4296）まで

■現況届の提出が原則不要になります

令和４年度から、毎年６月に提出している現況届の一律の届出義務が廃止されます。

ただし、下記の受給者（毎年６月１日の状況が公簿などで確認できない方）は引き続き現況届の提出が必要ですので、現況届が届いた方は提出してください。

◆現況届の提出が必要な受給者

- 離婚協議中で配偶者と別居している方
- 配偶者からの暴力等により、住民票の所在地が上士幌町と異なる方
- 支給要件児童の戸籍等がない方
- その他、町から提出の依頼があった方

■特例給付が一部廃止されます

令和４年10月支給分（６～９月分）から、児童を養育している方の所得が所得上限限度額以上の場合、特例給付は支給されなくなります。支給対象外となる方には、後日通知をお送りします。

扶養親族等の数	①所得制限限度額	②所得上限限度額
０人	622万円	858万円
１人	660万円	896万円
２人	698万円	934万円
３人	736万円	972万円
４人	774万円	1,010万円
５人	812万円	1,048万円

※各限度額は、所得の高い方が対象で、世帯の合算した所得ではありません。

◆所得が①未満の場合➡児童手当（現行どおり）

- ３歳未満　15,000円
- ３歳以上小学校修了前　10,000円（第３子以降は15,000円）
- 中学生　10,000円

◆所得が①以上②未満の場合➡特例給付（現行どおり）

- 児童一人あたり　5,000円

◆所得が②以上の場合➡特例給付廃止（改正後）

- 支給されません

♥後期高齢者医療に加入されている方へ

７月に保険料額をお知らせします

■保険料の計算方法（令和４年度）

均等割		所得割		1年間の保険料
【１人当たりの額】51,892円	＋	【被保険者本人の所得に応じた額】(令和３年中の所得－最大43万円)×10.98%	＝	【限度額66万円】(100円未満切り捨て)

- ● １年間の保険料の上限額は、66万円になります。
- ●年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

※「所得」とは、前年の「収入」から必要経費（公的年金等控除や給与所得控除額など）を引いたものです。

※前年の所得金額により、43万円の控除額が異なる場合があります。

■保険料の軽減

①均等割の軽減（年額）（右表参照）

- ●軽減は被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。
- ●被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。
- ●昭和32年１月１日以前に生まれた方の公的年金等に係る所得については、さらに15万円を引いた額で判定します。

②被用者保険の被扶養者だった方の軽減

- ●この制度に加入したとき、被用者保険の被扶養者だった方は、負担軽減のための特別措置として、所得割がかからず、制度加入から２年を経過していない期間のみ均等割が５割軽減となります（51, 892円→ 25, 946円）。

※被用者保険とは、協会けんぽ等、主にサラリーマンの方が加入している健康保険のことで、市町村の国民健康保険等は含まれません。

対象者の所得用件（世帯主および世帯の被保険者全員の軽減判定の所得額）	均等割の軽減割合（令和４年度）
43万円＋10万円×（給与所得者等の数－１）	７割
43万円＋（28.5万円×世帯の被保険者数）＋10万円×（給与所得者等の数－１）	５割
43万円＋（52万円×世帯の被保険者数）＋10万円×（給与所得者等の数－１）	２割

※給与所得者等とは、以下のいずれかに該当する方となります。
・給与等の収入金額が55万円を超える方。
・公的年金の収入金額が60万円（65歳未満）、125万円(65歳以上）を超える方。

保険証（被保険者証）が新しくなります（黄緑色➡黄色）

新しい保険証は“黄色”です

現在ご使用の黄緑色の保険証の有効期限が令和４年７月31日をもって満了となるため、８月以降は使用できなくなります。

７月中に新しい保険証を交付しますので、お手元に届きましたら、黄緑色の保険証をご使用ください。

重要

○新しい保険証の有効期限は令和４年９月30日です。

○窓口負担割合の見直しに伴い、９月中に**すべての**被保険者の方を対象に新しい保険証を交付します。
（**窓口負担割合が変更とならない方も含みます。**）

○紛失したときや、汚れたときは再交付しますので、保健福祉課国保医療担当までお申し出ください。

減額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）
限度証（限度額適用認定証）も新しくなります（橙色➡水色）

現在ご使用の橙色の減額認定証および限度証の有効期限が令和４年７月31日をもって満了となるため、８月以降は使用できなくなります。引き続き交付対象に該当する方は、７月中に減額認定証および限度証を交付しますので、８月１日からは水色の減額認定証をご使用ください。新たに必要となる方は、次の交付要件に該当することをご確認のうえ、保健福祉課国保医療担当へ申請してください。

※有効期間は1年間です。

新しい減額認定証および限度証は“水色”です

●減額認定証の交付対象 … 次の区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する方

区分	要件
区分Ⅱ	世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方
区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方 ・世帯全員の所得が０円の方（公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方、給与収入がある場合、その金額から10万円を控除） ・老齢福祉年金を受給されている方

●限度証の交付対象 … 次の３区分のうち、現役並みⅠまたは現役並みⅡに該当する方

現役並みⅢ	住民税課税所得が690万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役並みⅡ	現役並みⅢに該当せず、住民税課税所得が380万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役並みⅠ	現役並みⅢ・Ⅱに該当しない３割負担の方と、その方と同一世帯にいる被保険者の方

※お問い合わせは、保健福祉課国保医療担当（☎2-4295）まで

7月10日　生命（いのち）を大切にする日

上士幌町では、平成11年７月におきた福祉バス事故を教訓に、毎年７月10日を「生命（いのち）を大切にする日」として、『生命（いのち）』の尊さを家庭や職場で見つめ直していただく日としています。

昨今の社会情勢を見るとき、『生命（いのち）』に関わる危険や恐ろしさは、交通事故ばかりでなく、災害や犯罪など身近な日常生活においても増すばかりです。また、悩み事や心身の病気を苦に自ら命を絶つことも多くなっています。このような状況の中、この町のすべての方が、お互いに敬い合い、助け合い、譲り合うことによって大切な『生命（いのち）』が守られ、安全で安心した暮らしができるようにしなければなりません。

各ご家庭でも、どんな小さなところからでも構いません。『生命（いのち）』の重さや尊さを改めて確認しあう日にしていただきますよう、お願い申し上げます。

上士幌町

機能別消防団員入団

令和４年５月１日付で、上士幌消防団初となる機能別消防団員が２名入団しました。

入団された片寄さんと川村さんは元消防団員で、消防団員時代に培った豊富な知識、技術等を活かし、大規模災害時における避難行動支援や情報収集に特化した活動を行います。

上士幌消防団は、随時消防団員を募集していますので、入団希望の方、興味のある方は、上士幌消防署までご連絡ください。

消防団協力事業所表示証を交付しました

令和４年５月１日付で、㈱サトウ機工様に対し、消防団協力事業所の表示証を交付いたしました。

消防団協力事業所とは、事業所の消防団活動への協力が社会貢献として広く認められると同時に、事業所の協力を通じて、地域防災体制がより一層充実させられる事を目的とした制度です。

上士幌町では、「相当数の消防団員が入団している事業所（上士幌町では２名以上）」や「従業員の消防団活動について積極的に配慮している事業所」等、認定基準に適合している事業所からの申請により、消防団協力事業所として認定しています。

上士幌消防団では、消防団員だけでなく、消防団協力事業所制度に賛同し協力していくださる事業所を広く募集しております。

※お問い合わせは、消防署（☎2-2519）まで

国民年金インフォメーション

国民年金保険料の免除制度のご案内

保険料を未納のままにしておくと、将来の「老齢基礎年金」や、障害・死亡といった万が一の際に「障害基礎年金」・「遺族基礎年金」を受けられない場合があります。

失業や経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合は、保険料の全額または一部が免除になる「国民年金保険料免除制度」の利用をご検討ください。

※学生の方は「学生納付特例制度」をご利用ください。

【免除を受けるための条件】

本人、配偶者および世帯主のそれぞれの前年所得が一定の金額以下となる場合、申請者本人が免除を受けることができます。

【申請期間などについて】

令和４年度分（令和４年７月分から令和５年６月分まで）の免除申請は令和４年７月１日から受付できます。

また、過去２年１か月前の月までさかのぼって免除の申請をすることができます。

※令和３年度に失業に伴う特例免除の承認を受けていた方で引き続き免除を希望される場合は、令和４年度分の申請が必要です。

【申請・問い合わせ先】
◆帯広年金事務所国民年金課　☎0155-25-8113
◆町民課年金担当　☎2-4294

▶詳細はこちら

♠食中毒ご注意を！

3 すべての人に健康と福祉を

夏場に腹痛や下痢、嘔吐などの症状が急に出たとき、疑われるもののひとつが食中毒です。食中毒の主な原因は「細菌」、「ウイルス」です。食中毒は１年をとおして発生しますが、季節によって原因に差があります。

細菌	夏場（６～８月）に多く発生し、代表的なものが腸管出血性大腸菌（O157、O111など）、カンピロバクター、サルモネラ菌など
ウイルス	冬場（11～３月）に多く発生し、代表的なものがノロウイルスです。ノロウイルスによる食中毒は大規模化することが多く、年間の食中毒患者の５割以上を占めています。

【食中毒を予防する３原則】

食中毒を発症する細菌やウイルスは目には見えず、味やにおいもわかりません。予防するためには、「つけない」「増やさない」「やっつける」ことが重要です。

①つけない：調理の際には手や調理器具、食品など洗えるものはしっかり洗う。また肉や魚は細菌やウイルスが潜んでいる可能性が高いため、ほかの食材と分けて調理、保存する。

②増やさない：細菌やウイルスは時間とともに増えていき、温度・栄養・水分が満たされた環境を好みます。すぐに食べない場合は、冷蔵庫や冷凍庫で保管して下さい。

③やっつける：細菌やウイルスの多くは高い温度に弱く、食材の中心まで熱が通るよう加熱することで、死滅します。

～貝のことわざ～

「夏のはまぐりは犬も食わない」「麦の穂が出たらアサリを食うな」「花見すぎたらカキ食うな」

３つとも夏に貝はやめたほうがいいという意味です。夏は産卵期に入る貝が多く、産卵のために栄養分が消費され味が落ちてきます。また、生殖巣が熟し毒化しやすいため中毒をおこす危険があります。

以上のことに気を付け、美味しいものを楽しみましょう！

♥上士幌消防署Facebook

◀詳細はこちら

火の用心

【本年の出動状況】　５月31日現在の出動件数
◆火災出動　5件（うち５月 2件）
◆救急出動 117件（うち５月19件）
※お問い合わせは、上士幌消防署予防係（☎2-2519）まで